投資信託説明書
(交付目論見書)
使用開始日 2026.10.24



Trend Allocation

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**トレンド・アロケーション・オープンは、2027年1月29日付および2027年4月24日付で重大な約款変更(投資対象ファンド入替とそれに伴う運用方針の一部見直し)の手続きを行う予定です。
くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。**

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産(投資信託証券(株式・債券・不動産投信・コモディティ等))	年1回	グローバル(日本含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「トレンド・アロケーション・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年4月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:66兆2,550億円
(2026年7月31日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-148098-0000-20261024◇

追加的記載事項

「トレンド・アロケーション・オープン」の
重大な約款変更に関するお知らせ

「トレンド・アロケーション・オープン」は、パフォーマンス向上のために投資対象ファンドの入替とそれに伴う運用方針の一部見直しを予定しています。

【主な変更内容】
・投資対象ファンドの入替
　入替前:ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)(以下、DMAPF)
　入替後:アリアンツ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・エス・アール・アイ50(クラスWT3(H5-JPY))(以下、DMAS 50)
・実質的な投資対象資産の拡大・多様化
・為替ヘッジの取扱いを「フルヘッジ」から「部分ヘッジ」へと変更
・申込受付不可日の変更

投資対象ファンドの入替に伴い運用方針の一部が変更になることから、当該変更が重大なものに該当するものと判断いたしました。このため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2026年10月27日現在の受益者の皆さま(2026年10月23日までに、購入のお申込みの受付を完了された方が対象となります。)に、2027年1月29日付および2027年4月24日付の重大な約款変更(投資対象ファンド入替とそれに伴う運用方針の一部見直し)についての書面決議を2026年12月16日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の皆さまの議決権の合計数が、2026年10月27日現在の議決権を行使することができる受益者の皆さまの議決権総数の3分の2以上の場合、上記の重大な約款変更を行います。
投資対象ファンド入替に当たっては、2027年1月29日に「DMAS 50」を投資対象ファンドに追加し、「DMAPF」から「DMAS 50」への順次入替を実施、2027年4月24日に「DMAPF」を投資対象ファンドから削除することを予定しています。投資対象ファンドの入替に付随する約款変更は2027年1月29日に実施します。

なお、否決された場合には本約款変更は行わず、現行の運用を継続いたします。

当該重大な約款変更の可否につきましては、2026年12月16日に委託会社のホームページにてお知らせいたします。(https://www.am.mufg.jp/)

当該重大な約款変更が可決された場合、2027年1月29日以降の「ファンドの目的・特色」および「投資リスク」については、P11からP18をご確認ください。また、「手続・手数料等」の一部の記載も変更となる予定です。くわしくは該当ページをご確認ください。
なお、表紙の属性区分の「投資対象資産」の欄は「その他資産(投資信託証券(株式・債券・不動産投信・コモディティ等))」から「その他資産(投資信託証券(株式・債券・不動産投信・コモディティ・オルタナティブ資産等))」へ、「為替ヘッジ」の欄は「あり(フルヘッジ)」から「あり(部分ヘッジ)」へと変更となる予定です。

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。

◆ 当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ（以下「アリアンツGI」ということがあります。）が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）」（以下「DMAPF」ということがあります。）に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

◆ DMAPFでは、先進国の国債*1に投資を行うとともに、世界各国のETF等*2を利用することで、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。また、組入比率の調整を目的として、世界各国の先物取引も利用します。

*1 先進国の国債とは、世界銀行の分類を参考に、アリアンツGIが「先進国」と定義した国の国債をいいます。

*2 ETF等とは、投資成果または償還価額等が金融指標その他の指標等に連動することを目的とする投資信託証券、受益証券発行信託の受益証券および債券で、金融商品取引所に上場されているものをいいます。

DMAPFの投資対象の例（2026年7月31日現在）

国債

先進国の国債
※国債には、物価連動国債を含みます。

ETF等

株 式	債 券	リート	コモディティ（商品）
世界各国の株価指数に連動	世界各国の債券指数に連動	世界各国のリート指数に連動	世界各国のコモディティ指数に連動
ETFの投資対象資産の例 ●先進国株式 ●新興国株式 等	ETFの投資対象資産の例 ●新興国国債 ●先進国社債 等	ETFの投資対象資産の例 ●先進国リート 等	ETFの投資対象資産の例 ●コモディティ

●組入比率の調整を目的として、先物取引も利用します。

※上記の投資対象のすべてに投資を行うものではありません。また、投資対象は将来変更される可能性があります。

特色2 安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

◆ 機動的な分散投資の手法で高い専門性を有するアリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用します。当戦略は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長を目指します。

※ くわしくは、後記「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について」をご参照ください。

特色3 為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

◆ 為替ヘッジは、DMAPFにて行います。

※ 一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジを行うことがあります。
そのため、完全には為替変動リスクを排除することはできません。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4 年1回の決算時（1月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドのしくみ

◆ ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用を行います。

*ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人資産運用業協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJアセットマネジメントが運用を行います。

主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略は、①市場サイクル分析に基づく基本戦略「基本資産配分（トレンド・アロケーション）」に加え、②運用チームによる補完戦略「基本資産配分に対する微調整（タクティカル・アセット・アロケーション）」、③リスク管理戦略「下落リスクへの対応（ダウンサイド・リスク・マネジメント）」の3つの戦略により構成されています。



※各戦略は、2026年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。
※委託会社の「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html）でご覧いただけます。

【基本戦略】基本資産配分
（トレンド・アロケーション）

世界中の様々な資産を投資対象とし、効率的な資産配分を目指します。
資産配分比率の決定にあたっては、市場サイクル分析の結果を基にしています。

投資対象（国債、ETF等）

●先進国株式 ●先進国国債 ●先進国社債 ●先進国リート
●新興国株式 ●新興国国債 ●コモディティ（金や原油等の資源）
●短期債券・キャッシュ 等

■資産クラス分け

投資対象を、各資産のリスクに基づき、低リスク資産クラスと高リスク資産クラスに分類します。

※低リスク資産クラスと高リスク資産クラスの分類は、資産毎の価格変動性等を基に行っており、必要に応じて見直すことがあります。
※右図の分類は2026年7月末現在です。

低リスク資産クラス
- 先進国国債
- 先進国社債
- 新興国国債
- 短期債券・キャッシュ

等

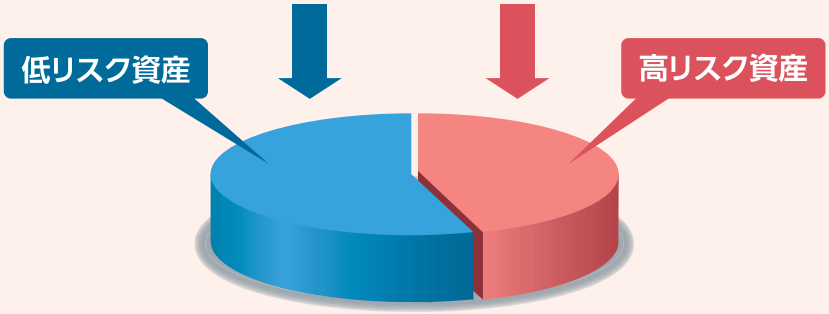
高リスク資産クラス
- 先進国株式
- 新興国株式
- 先進国リート
- コモディティ（金や原油等の資源）

等

■基本資産配分比率の決定

上昇トレンドの傾向が強い資産への配分比率を高めるなど、値動きの方向性等に基づいて、各資産の基本的な配分比率を決定します。

※原則、月に一度基本資産配分比率の見直しを実施しています。（2026年7月末現在）



※上記の図は、低リスク資産の配分比率が高リスク資産の配分比率より高い場合のイメージ図であり、逆の場合や片方の資産のみとなる場合もあります。

DMAPFでは為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行っています。

【補完戦略】基本資産配分に対する微調整
（タクティカル・アセット・アロケーション）

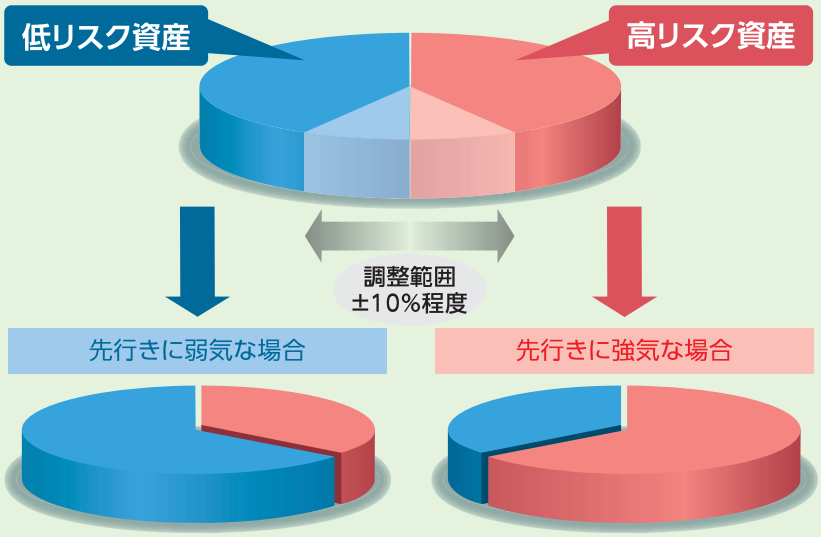
■運用専門家の見通しを反映

経済環境や市場環境等について定性・定量分析による将来予想を行い「市場の転換点」を捉えます。

運用専門家の見通し「経済サイクルとバリュエーションの分析」を反映しつつ、資産配分比率の調整を行い、補完戦略としてパフォーマンスの向上を図ります。

※基本資産配分の結果、低リスク資産と高リスク資産の比率が50%:50%となった場合のイメージ図です。
※上記は運用戦略のイメージです。実際の運用は、必ずしも上記の通り行われるとは限りません。

資産配分比率の調整のイメージ



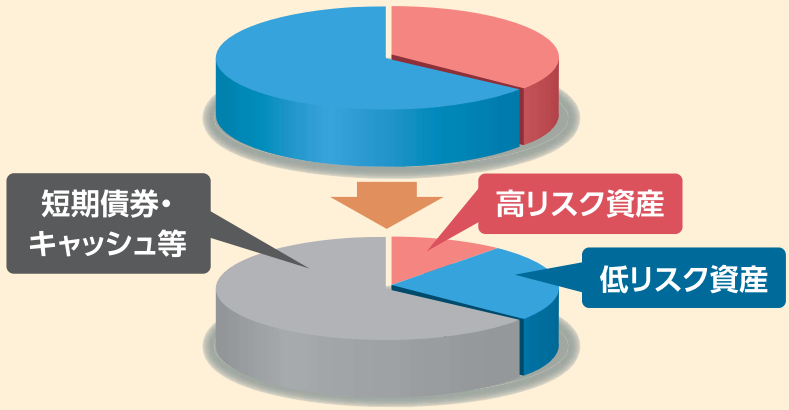
【リスク管理戦略】下落リスクへの対応
（ダウンサイド・リスク・マネジメント）

過去1年の高値からの下落率が15%以内に収まることを目指します。

必要に応じて、低リスク資産と高リスク資産の配分比率を維持したまま、短期債券・キャッシュ等の組入比率を高めます。

これにより、下落時のファンドの値動きが緩やかになることが期待されます。

ダウンサイド・リスク・マネジメントを発動する場合のイメージ



**市場環境やファンドのパフォーマンスが改善してくると、
短期債券やキャッシュ等の組入比率も減少することとなります。**

※必ずしも最大下落率が15%以内に収まることを保証するものではありません。
※リスク管理戦略では、過去1年間の高値と現在の値から算出した最大許容損失率（ある時点の基準価額が、過去1年間の高値から15%下の水準まで下がるときの損失率）と現時点の推定最大損失率を比較し、必要に応じて短期債券やキャッシュ等の比率を高めることでリスク量を調節します。下落率が15%を超えた場合は、推定最大損失率が回復するまでの間、短期債券やキャッシュ等の比率の高い運用を継続することがありますが、その際、一定程度高リスク資産へも投資を行うこともあります。
なお、上記内容は将来予告なく変更されることがあります。
※上記の図は、ダウンサイド・リスク・マネジメントにおいて短期債券・キャッシュ等を一部組入れる場合のイメージ図であり、短期債券・キャッシュ等を組入れない場合（0%）や、短期債券・キャッシュ等のみとなる場合（100%）もあります。
※ダウンサイド・リスク・マネジメントにおける短期債券・キャッシュ等の配分比率が0%であったとしても、ポートフォリオ全体としては、低リスク資産内において短期債券・キャッシュ等が組入れられている場合があります。

※各項目は、あくまでダイナミック・マルチアセット・プラス戦略のイメージを表すためのものであり、実際にこのような運用を行うとは限りません。また、将来の投資成果をお約束するものではありません。なお、あくまでイメージであり一部簡略化して記載している部分があります。
※短期間で乱高下を繰り返すような相場環境、投資対象資産が全て下落するような相場環境等、価格トレンドが不安定あるいは不鮮明な場合には、トレンド・アロケーションおよびタクティカル・アセット・アロケーションによって当初想定したリターンを得られない可能性があります。ダウンサイド・リスク・マネジメントは過去1年間の高値からの下落率を考慮して行うため、購入時期や保有期間によっては、想定以上の損失を被る可能性があります。

■ 投資先ファンドの概要

名称	ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)
形態	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建
目的及び基本的性格	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資の基本方針	先進国の国債、世界各国のETF等を主要投資対象とします。なお、世界各国の先物取引も利用します。 また、原則として、円建以外の外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行います。
運用方針	アリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」による運用を行います。 •ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略は、「基本資産配分(トレンド・アロケーション)」、「基本資産配分に対する微調整(タクティカル・アセット・アロケーション)」、「下落リスクへの対応(ダウンサイド・リスク・マネジメント)」を組合せることにより、リスク調整後の良好なリターンの獲得を目指します。
投資顧問会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー ※アリアンツGIのドイツ拠点です。
信託期限	無期限
設定日	2012年3月30日
会計年度末	毎年3月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.49%程度(運用報酬:年率0.40%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、組入れているETF等の管理費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。

「アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー」について

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(所在地:独フランクフルト)は、アリアンツ・グループの資産運用部門であるアリアンツ・グローバル・インベスターズのドイツ拠点です。アリアンツ・グループは1890年にドイツで創業され、現在では子会社を通じ、世界中で保険、資産運用、銀行業等の金融サービスを提供しています。

■ マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。 ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建てている先物取引の価格が下落した場合、または売建てている先物取引の価格が上昇した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建てている先物取引の価格下落と、売建てている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。
金利変動リスク	当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
為替変動リスク	当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジ（一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジ）を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
信用リスク（デフォルト・リスク）	実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

投資リスク

カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

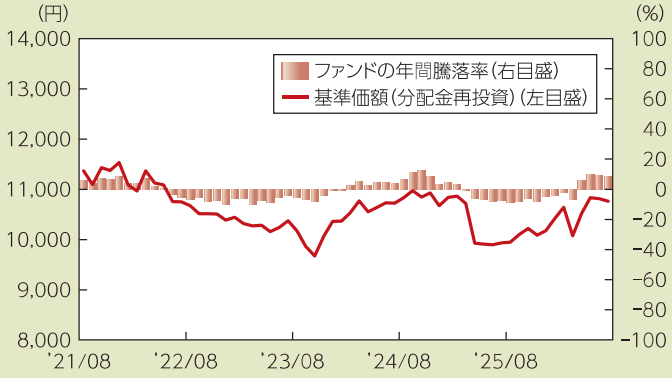
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

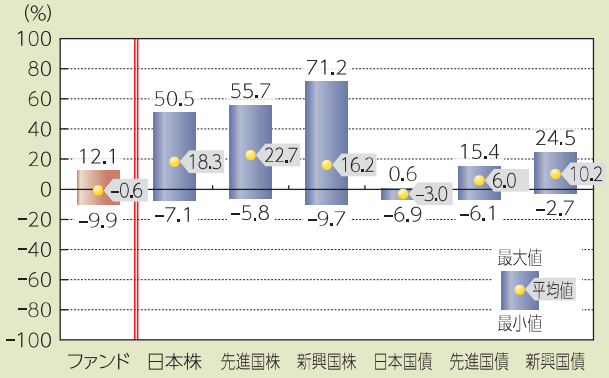
ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2021年8月末～2026年7月末）



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年8月末～2026年7月末）



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA-BPI（国債）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI（総合）のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本）	FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「ファンドの目的・特色」はP11からP15の記載となる予定です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国（新興国を含みます。以下、同じ。）の株式、債券、リート、コモディティおよびオルタナティブ資産等の幅広い資産に分散投資を行います。

◆ 当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ（以下「アリアンツGI」ということがあります。）が運用を行う「アリアンツ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・エス・アール・アイ50（クラスWT3（H5−JPY））」（以下「DMAS 50」ということがあります。）に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

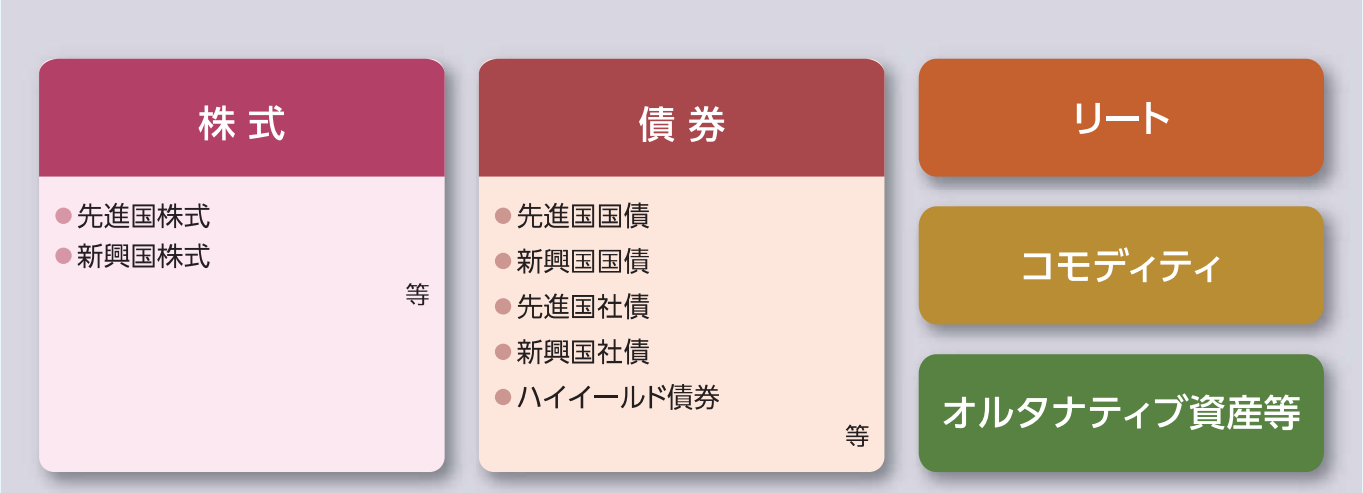
※2027年1月29日以降、投資対象ファンドをDMAPFからDMAS 50に順次入れ替えていきますが、入替が完了するまでの間はDMAPFにも一部投資を行います。DMAPFは2027年4月24日に投資対象ファンドから削除される予定です。

◆ DMAS 50では、世界各国の株式、債券、リート、コモディティおよびオルタナティブ資産等の幅広い資産に分散投資を行います。

◆ 各資産への投資にあたって上場投資信託等を利用する場合があります。

◆ 効率的な運用に資するため、世界各国の先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。

DMAS 50の投資対象の例（2026年7月31日現在）



- 上記の各資産への投資にあたって上場投資信託等を利用する場合があります。
- 効率的な運用に資するため、世界各国の先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。

※上記は投資対象のイメージです。上記の投資対象のすべてに投資を行うものではありません。また、投資対象は変更される場合があります。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「ファンドの目的・特色」はP11からP15の記載となる予定です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

特色2 安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

◆ アリアンツGIの機動的な分散投資の手法で高い専門性を活用したDMAS 50へ投資を行います。
DMAS 50は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長を目指します。

※くわしくは、後記「DMAS 50について」をご参照ください。

特色3 実質組入外貨建資産については、為替取引を行い為替変動リスクの低減をはかることがあります。

◆ 原則として、以下の為替取引を行います。

・債券等については、DMAS 50においてユーロ売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。

※為替取引は為替変動リスクを完全に排除するものではありません。また、ユーロ以外の通貨の影響を受ける場合があります。

・上記以外の部分（株式等）については、原則として為替取引を行わず、為替相場の変動による影響を受けます。

※2027年1月29日以降、投資対象ファンドをDMAPFからDMAS 50に順次入れ替えていきますが、入替が完了するまでの間はDMAPFにも一部投資を行います。DMAPFは外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。DMAPFは2027年4月24日に投資対象ファンドから削除される予定です。

特色4 年1回の決算時（1月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「ファンドの目的・特色」はP11からP15の記載となる予定です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

■ ファンドのしくみ

◆ ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用を行います。

*ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人資産運用業協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJアセットマネジメントが運用を行います。
※受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、商品性(投資対象ファンド等)が変更となる場合があります。
※2027年1月29日以降、投資対象ファンドをDMAPFからDMAS 50に順次入れ替えていきますが、入替が完了するまでの間はDMAPFにも一部投資を行います。DMAPFは2027年4月24日に投資対象ファンドから削除される予定です。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

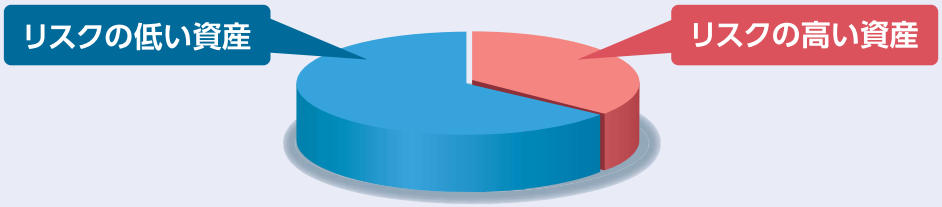
※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「ファンドの目的・特色」はP11からP15の記載となる予定です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

DMAS 50について

■ 3つの戦略に基づく運用

・各資産の配分比率は、①市場のトレンドを捉える「市場サイクル分析戦略」、②運用チームの定性判断による「ファンダメンタル分析戦略」、③下落リスクへの対応を行う「リスク管理戦略」の3つの戦略に基づき、機動的に調整されます。

市場サイクル分析戦略	ファンダメンタル分析戦略	リスク管理戦略
定量的なアプローチにより、市場のトレンドを把握します。	市場サイクル分析戦略では捉えられない点を補うため、アリアンツGIのエキスパートの知見を活用し、グローバル市場や各資産について、定性面から分析を行います。	リスク量（ボラティリティ）・下方リスクに配慮し、大幅な下落を抑制することを目指します。 ※詳細は以下をご覧ください。



※上記の図は、低リスク資産の配分比率が高リスク資産の配分比率より高い場合のイメージ図であり、逆の場合もあります。

・投資にあたっては、環境・社会面の特性が考慮されますが、投資判断は当該特性のみに基づいて行われるものではなく、当該特性が考慮されない投資対象が含まれる場合があります。

■ リスク管理戦略について

・リスク量（ボラティリティ）や下方リスクを縮小する過程においては、相対的にリスクの高い資産の組入比率を引き下げ、相対的にリスクの低い資産や短期債券・キャッシュ等の組入比率を引き上げます。

・リスク量（ボラティリティ）や下方リスクの管理のために、デリバティブ取引を活用する場合があります。

※下落率の抑制を保証するものではありません。

■ レバレッジの活用

・複数資産に投資魅力があると判断される局面等では、レバレッジを活用し、DMAS 50のポートフォリオの実質的な投資比率が100%を超える場合があります。

※各項目は、あくまでDMAS 50のイメージを表すためのものであり、実際にこのような運用を行うとは限りません。また、将来の投資成果をお約束するものではありません。なお、あくまでイメージであり一部簡略化して記載している部分があります。
※短期間で乱高下を繰り返すような相場環境、投資対象資産が全て下落するような相場環境等、価格トレンドが不安定あるいは不鮮明な場合には、上記の戦略によって当初想定したリターンを得られない可能性があります。
※上記は、2026年7月末現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
※委託会社の「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html）でご覧いただけます。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「ファンドの目的・特色」はP11からP15の記載となる予定です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

投資先ファンドの概要

アリアンツ・ダイナミック・マルチ・アセット・ストラテジー・エス・アール・アイ50（クラスWT3(H5−JPY)）	
形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
管理会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
投資運用会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
投資態度	•環境・社会面の特性を考慮し、世界（新興国含む。以下、同じ。）の株式市場および債券市場を中心に、幅広い資産に投資することにより、長期的な資産成長を目指します。 •ファンドのリスク量（ボラティリティ）に関する中長期的な目安を設け、安定的な資産成長を目指します。
主な投資対象	•世界の株式市場および債券市場を中心とした、幅広い資産クラス。
主な投資制限	•環境・社会面の特性（一定の除外基準を含む）を考慮し、投資されます。 •新興国市場への投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。 •ハイ・イールド債券への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以下とします。 •UCITS/UCIへの投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。 •エクスポージャーを創出する目的で、トータル・リターン・スワップを使用することができます。 •デュレーション（純資産総額ベース）は、マイナス2年から10年の範囲とします。
運用管理費用等（信託報酬等）	純資産総額の年0.49%程度
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、上場投資信託等への投資における信託報酬、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2027年1月設定予定
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

※2027年1月29日以降、投資対象ファンドをDMAPFからDMAS 50に順次入れ替えていきますが、入替が完了するまでの間はDMAPFにも一部投資を行います。DMAPFは2027年4月24日に投資対象ファンドから削除される予定です。

「アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー」について

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（所在地:独フランクフルト）は、アリアンツ・グループの資産運用部門であるアリアンツ・グローバル・インベスターズのドイツ拠点です。アリアンツ・グループは1890年にドイツで創業され、現在では子会社を通じ、世界中で保険、資産運用、銀行業等の金融サービスを提供しています。

マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「投資リスク」はP16からP18の記載となる予定です。
主な変更点は、基準価額の変動要因における「価格変動リスク」および「為替変動リスク」の記載内容の変更ならびに「低格付債券への投資リスク」の追加と、<DMAS 50の信用リスク管理方法>の追加です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク

・当ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、リート、コモディティおよびオルタナティブ資産等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

・当ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界各国の先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。デリバティブ取引等は株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

・当ファンドが投資する外国投資法人では、投資環境に応じて、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用することにより、実質的な投資比率が当該外国投資法人の純資産総額を上回る場合があり、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

金利変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券へ投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

為替変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。一部の外貨建資産については、為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。為替取引を行う場合、金利差等によりヘッジコストが発生する場合があります。また、市場環境によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
また、為替ヘッジを行わない外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「投資リスク」はP16からP18の記載となる予定です。
主な変更点は、基準価額の変動要因における「価格変動リスク」および「為替変動リスク」の記載内容の変更ならびに「低格付債券への投資リスク」の追加と、<DMAS 50の信用リスク管理方法>の追加です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

投資リスク

信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

低格付債券への投資リスク

当ファンドは、格付けの低い公社債等に投資する場合があり、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・金利変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で「投資リスク」はP16からP18の記載となる予定です。
主な変更点は、基準価額の変動要因における「価格変動リスク」および「為替変動リスク」の記載内容の変更ならびに「低格付債券への投資リスク」の追加と、<DMAS 50の信用リスク管理方法>の追加です。
なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。

■ その他の留意点

- 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<DMAS 50の信用リスク管理方法>

DMAS 50の管理会社および投資運用会社は、DMAS 50において、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

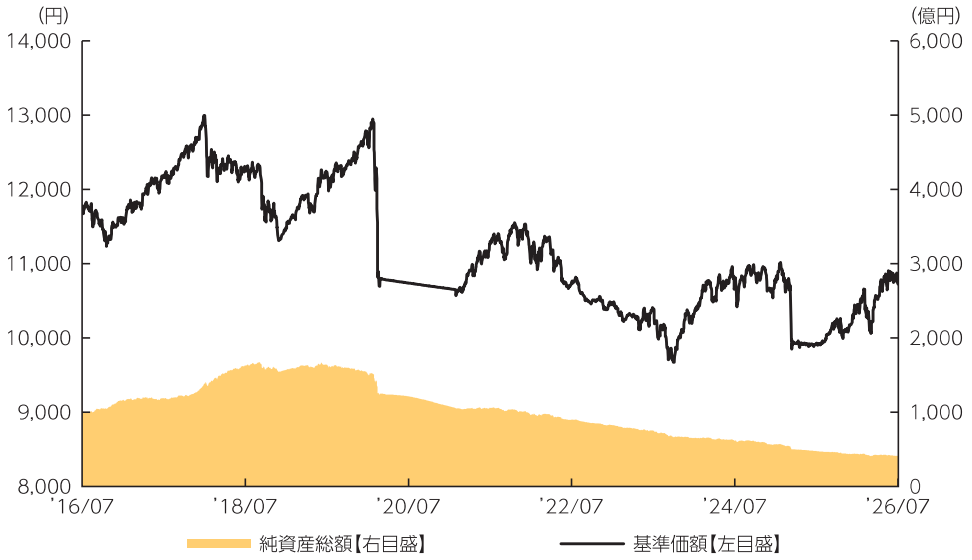
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

P10をご覧ください。

運用実績

2026年7月31日現在

基準価額・純資産の推移 2016年7月29日～2026年7月31日



•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	10,760円
純資産総額	407.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

分配の推移

2026年1月	0円
2025年1月	0円
2024年1月	0円
2023年1月	0円
2022年1月	0円
2021年1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

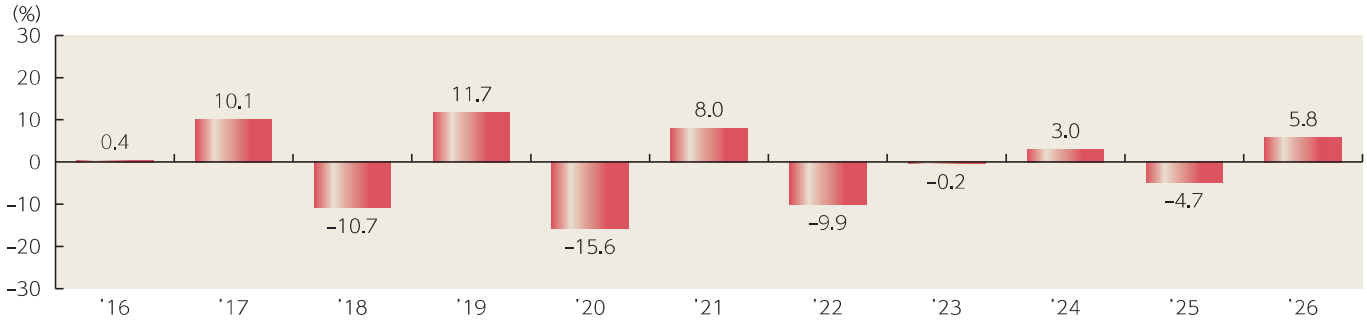
資産構成	比率
ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)	99.2%
マネー・プール　マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	0.8%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	資産クラス	比率
1	ISHARES J.P. MORGAN USD EM BOND UCITS ETF CL USD INC	新興国国債	12.6%
2	AMUNDI US INFLATION EXPECTATIONS 10Y UCITS ETF	先進国国債	9.9%
3	ISHARES US PROPERTY YIELD UCITS ETF	リート	9.7%
4	FUTURE CONTRACT ON EURO STOXX 50 SEP26 /EUR/	先進国株式	7.2%
5	FUTURE CONTRACT ON S&P500 EMINI FUT SEP26	先進国株式	6.4%
6	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND /EUR/ REGD REG S SER 15Y	先進国国債	5.9%
7	FUTURE CONTRACT ON TOPIX INDX FUTR SEP26 /JPY/	先進国株式	5.5%
8	FRANCE (GOVT OF) /EUR/ REGD SER OAT	先進国国債	5.2%
9	ISHARES EDGE MSCI USA MOMENTUM FACTOR UCITS ETF CL USD ACC	先進国株式	5.0%
10	FUTURE CONTRACT ON SWISS MKT IX FUTR SEP26 /CHF/	先進国株式	4.8%

•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

年間収益率の推移



•収益率は基準価額で計算
•2026年は年初から7月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入する場合は、1円単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、フランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で以下の記載となる予定です。なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。 次のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みはできません。 ・ルクセンブルク証券取引所の休業日 ・ルクセンブルクの銀行の休業日および半休日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・フランクフルトの銀行の休業日 ・上記に該当する休業日が3営業日連続する場合、その連続休業日の直前3営業日間
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年4月25日から2027年4月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

手続・手数料等

その他	信託期間	無期限（2012年3月30日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・設定日から5年を経過した日以降において、当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または20億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。 ※約款変更が可決した場合、2027年1月29日付で以下の記載となる予定です。なお、約款変更の可否は、2026年12月16日に委託会社のホームページでお知らせします。 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・設定日から5年を経過した日以降において、当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または20億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託または外国投資証券が償還することとなる場合（当ファンドの投資対象からの除外が決定している場合を除きます。）には、当ファンドは繰上償還となります。
	決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（https://www.am.mufg.jp/）に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限2.20%（税抜 2.00%）**（販売会社が定めます）	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

（購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

当ファンド

日々の純資産総額に対して、**年率0.6930%（税抜 年率0.6300%）**をかけた額

※日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3000%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.3000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする投資信託証券

投資対象ファンドの純資産総額に対して、**年率0.49%程度**（運用および管理等にかかる費用）
（マネー・プール マザーファンドは除きます。）
※約款変更が可決した場合も上記の費用は変わりません。

実質的な負担

当ファンドの純資産総額に対して、**年率1.1830%程度（税抜 年率1.1200%程度）**

※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託（管理）報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

・投資対象ファンドにおいて、上場投資信託等に投資する場合は、投資対象ファンドの運用管理費用に加え、投資する上場投資信託等の運用管理費用がかかります。投資する上場投資信託等とその比率があらかじめ定まっていないため、投資対象ファンドにおける上場投資信託等への投資に係る運用管理費用は表示しておりません。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
※監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

手続・手数料等

税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年7月末現在のものです。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年1月28日～2026年1月26日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.26%	1.18%	0.08%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」ではありません。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html)

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html